

家族信託の実務的機能と役割

—新しい制度の光と影—



遠藤家族信託法律事務所所長・弁護士 遠藤 英嗣

～要旨～

今日、家族のための民事信託は、家族信託との呼び名で、急激に利用が広がっている。家族信託は、成年後見制度を補完し、遺言・相続制度に代替する重要な機能を有している。このことから、「何でもできる家族信託」とか、「夢を叶える家族のための信託」というような特異なうたい文句も出ている。

確かに、高齢者や障害を有する子を抱える親にとっては、家族信託がその夢をかなえる制度であり、信託の有するメリットの数々が高齢者などを魅了し家族信託へ心を引きつけている。しかし、一方で、この制度の濫用によって、民法の公序が脅かされ始めているのも事実である。その多くは、十分な法的知識と実務能力のない者による奔放野放図な家族信託の組成である。そこで、本稿においては、特殊な家族信託の広大で奥が深い役割と、その利用の現状と課題に言及する。

1 家族信託を知る

(1) 家族信託の光と影

家族信託（家族のための民事信託）は、平成19年9月施行の新信託法によってこれが利用できるようになった新しい法制度である。家族信託の実務（利用）は、この制度の特異性から一般の人に理解されず当初利用が進まなかった。

ところが近時、司法書士など士業の人や相続を手掛けるコンサルティングの人たちによる働きによって、家族信託の組成に関わることで仕事の拡大が図れるとの考えから、この利用が急激に増加している※。このことは、新しい制度に多くの人々が有用性を実感しているからであろう。

しかし、その一方で、十分な法的知識と実務

能力のない者による、「何でもできる家族信託」といううたい文句のもと、奔放野放図な組成によってもたらせられた不完全な信託行為（信託を設定する契約や遺言のことをいう。）が世に出回っているという現実もある。そして、これが家族法（特に相続法と成年後見法）の「公序」に抵触するとの問題も顕出し始めている。その一つの例が、平成30年9月12日の東京地裁の判決である。同判決では、委託者死亡の直前に作られた後継ぎ遺贈型受益者連続の信託契約書の信託の一部分につき、組成された信託行為が公序良俗に反して違法であるとして信託設定に基づく所有権移転登記及び信託登記の抹消などを命ぜられたものである（遠藤英嗣「家族民事信託と遺留分を考える」信託フォーラム Vol.11・

77 頁以下参照：日本加除出版)。このため、最近では、心ある法律家から、信託実務能力のない専門家と称する者が作成した信託契約書などは、成年後見制度や相続制度に関わる家族法制度を根底から崩壊させる多くの地雷原を抱えているようなものだと言われ始めている。

そこで、本稿では、サブタイトルとして「新しい制度の光と影」と題して、家族信託の他の制度ではできない素晴らしい役割を、そして今起きつつあるこの家族信託が抱える問題点を紹介することとする。なお、一部に、家族信託というネーミングを使わずに、民事信託という名称を使えばこの問題を回避できるという考えもあるが、いま家族のための民事信託で起きている問題は、そのような小手先で解決できることがらではないことを申し上げておく。

(2) 家族信託は信託契約で動いている

家族信託は、「契約」、「遺言」、「宣言」という 3 種類の法律行為（「信託行為」という。）により設定される。それぞれ「信託契約」、「遺言信託」及び「自己信託」と呼ばれる信託行為である。

近時、家族信託は、その大部分が信託契約で設定されている。信託は、実は財産を提供する委託者から、財産の所有権を、管理者である受託者に形式的に移転して財産の管理活用と承継という法手続を行うのである。この財産の移転行為を「信託譲渡」と呼んでいるが、この大事な移転手続と実際の信託事務処理行為が、委託者等にとっては遺言では見えないし、また自己信託という特殊な制度では可視性に欠けるので、これが委託者にも可視できる信託契約が選択されているのである。

実務では、もちろん遺言信託も例外的に利用されることはあるが、わずかである。また、一部の士業の人が、不動産に関わる自己信託を多

用していると聞いているが、この仕組みは、「誠に都合のよい自分勝手な制度」であって（遠藤英嗣「全訂 新しい家族信託」315 頁。以下、単に「全訂」と表記する。）、資産隠しなどに利用されることが少なくないので、筆者の場合はこの利用は限定している。

しかも、家族信託の中で、信託契約は、委託者の生前、死後も含む長期にわたる法律関係を確立する。人生 100 年時代というフレーズに合わせて、「100 年信託」という言葉も生まれつつある。家族信託は、極めて長期間継続する信託であり、これが人を魅了し、夢をかなえることができる仕組みである。このため、これを組成し、生きた信託として機能する信託契約書にするには、高い実務処理能力を持った者が想像力も発揮して企画制作することが不可欠なのである。

以下、本稿においては、この信託契約を中心に家族信託について説明する。

(3) 家族信託は受益者のための制度である

家族信託（契約）は、分かりやすく説明すれば、適切に財産管理のできない高齢者や認知症の配偶者、あるいは障害を有する子などの保護を要する受益者のために、本来であればこの者に相続させる財産（信託財産）を、信頼できる堅実な親族等の受託者に託して（信託譲渡して）、これを受益者のために管理してもらうものである。そして、その中で受託者から受益者に対し必要な給付（生活費や病院代、施設利用費等の支払い）などを行い、また、当該受益者が死亡するなどして信託が終了する場合には、残余の信託財産を他の相続人や受益者を世話した人など（帰属権利者等）に引き渡して、信託を設定した委託者の思いや考え（信託の目的）を実現するというものである。

この高齢者や障害を有する子などを受益者と

する信託を、「福祉型信託」と呼んでいるが、このネーミング等からも判るように、信託は受益者のための信託なのである。この福祉型信託以外の家産承継型信託も、同じく家産を守り承継する者のための信託であり、これにより世代を越えて家産の承継が実現されて行くのである。

しかし、実務を見ると、この基本的なことを理解しないまま、受益者ではなく受託者のための信託を組成するなど、家族信託のあるべき姿に反する支援業務を行っている専門家と称する者も少なくない。

(4) 信託譲渡は奇妙な法律関係を作りだす

信託は、財産管理承継制度であるが、その中心にあるのは、もちろん「信託財産」である。

この信託財産の信託譲渡という仕組みが、家族信託をますます難しくし理解困難な不思議な制度にしているのである。この信託譲渡によってもたらせられる法律関係は、次のとおりである。

- ① 信託は、信託財産を委託者名義から受託者名義に移転し財産の管理を託すことである。

これにより信託財産は、委託者の財産ではなくなり相続財産からも消える。その結果、遺産分割の対象からも外れ、また委託者の遺言に盛り込まれることもない法律関係を作り出すのである。

- ② 一方で、受託者は、信託財産の所有者となるが、受託者の固有財産にはしないという特殊な仕組みとなる。要は、受託者は、信託財産の形式的な所有者に過ぎないのである。

このように、信託において信託財産は、先の所有者である委託者からの独立性を有するのみならず、信託設定によって名義を取得した受託者からも独立性を有していると言われるように、受託者は基本的には信託財産の管理者に過ぎないのである（新井誠「信託法 第4版」348頁：有斐閣）。

- ③ その結果、信託財産は、あたかも「誰のものでもない財産（nobody's property）」、「固有財産とは別のものの財産」となると言われている（樋口範雄「入門 信託と信託法 第2版」28頁：弘文堂、神田秀樹「信託法

基本となる家族信託契約



講義」34頁：同）。

- ④ 他方、信託は受益者のための制度であることから、税法上は受益者の財産とみなされるのである。
- 相続税法を見ても、適正な対価を負担せずに、受益者等になる者はその信託効力発生とき、または後継の受益者等となったとき、その信託に関する権利（また終了のときは財産）をその信託の委託者または先の受益者から贈与または遺贈により取得したものとみなされるのである（相続税法9条の2・1項2項）。

（5）家族信託支援制作業務は手抜きはできない

以上の説明だけでも、家族信託というのが、いかに特殊な法制度であるか、また財産の承継など極めて重要な法律関係を作り上げるか、読者の方は理解されたのではないかと思う。

しかし、信託法制は、複雑な法制度が故にさまざまな面で未解決な事項が多く、問題が起きたときは裁判所の判断を待つしかないということになっている。このことは、信託税制も同じである。例えば、受益権の複層化にかかる課税の問題などは、誰も立ち入ったことのない分野であることから、スキームや信託条項によっては大きな節税効果が考えられるとする税理士など実務家もいるが、一方でそんなに甘くはないとする法律家もいる。

家族信託は、上記のような特殊性と不確実性を兼ね備えていることから、生半可な気持ちで信託の組成はできないし、また家族信託をとりまく実務は日々進化しているので、家族信託支援のために必要な専門的知識、特に現在の動きをも会得して、はじめてまともな家族信託支援業務を担うことができるのである。

※ 近時、実務の中で、信託契約書の作成などに関わっている専門家は、司法書士が圧倒的に多く、ある銀行の調べでは、全体の6割以上を占め、次が税理士と弁護士がほぼ同数だといわれている（八谷博喜「家族を受託者とする信託」ジュリスト1520号39頁以下：有斐閣）。

2 実務から見た家族信託の特殊性

家族信託の特殊性は、すでに幾つか重要なものを取り上げたが、このほかにも、実務面も含め、次のようなさまざまなことがある。

（1）信託はワンストップの複合的構造で、依頼者の希望にかなえるものであること

家族信託（契約）は、家族のための民事信託（財産管理制度）であり、財産を「管理（守る）」、「活用（活かす）」、そして「承継帰属させる（遺す）」という機能を一つの法的仕組みでできる、他にはない画期的なワンストップの制度（One-stop System）である。一つの書類で、任意後見契約類似の契約も、また遺言もできることのほか、可視性もあって依頼者自身においても生前事務処理等を監視できるのである。

高齢者にとっては、先に旅立った場合に残される高齢の配偶者の行く末が心配になる。殊に配偶者が認知症を患っている場合などはなおさらである。同じことは、知的障害等を有する子を抱える親にも言える。特に、親なき後の問題を抱える親の人にとっては、信託は垂涎の的となっている。

（2）信託契約等は公正証書で作成し、しかも代理作成はできないこと

家族信託は、実務の基本は公正証書で信託行為を組成するということである。金融機関が確かな信託契約公正証書を求めるというだけの間

題ではない。

(a) 家族信託は、次のような特徴を有している

- ① 家族信託契約は実質遺言であること
- ② 財産管理では任意後見契約を越える役割を果たすこと

このように信託は、遺言に代替する役割は大きく、また成年後見制度の中の任意後見契約と同じような役割を果たすものであることから、遺言を越えた要式行為、すなわち任意後見契約と同様な公正証書での作成（要式行為）が求められていると考えるべきである。

(b) 公正証書作成に当たって求められる公証人の役割が重要であること

公証人は、慎重に本人の意思能力及び意思の確認を行う。このことが、当事者にとってはもちろん、また金融機関としても、安心して信託契約書等を受け入れることができる。

(c) 金融機関は、次の理由から正しい信託契約公正証書を求めている

- ① 信託口座という固有口座とは分別した難しい口座管理をするため

金融機関では、信託が有する倒産隔離機能を有する特殊な「**信託口座**」（なお「信託口座」、「**信託口**」口座」ともいう。）を開設し、これを適正に管理するため、持ち込まれた信託契約公正証書のリーガルチェックには厳しいものがある。

- ② 信託には、信託内融資を伴うものが少なくないこと

金融機関としては、新たな貸し付けを行うこともあり、信託行為が無効なもの、取り消されるものでは困るのは当然である。

- ③ 金融機関としては、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されること

がないよう、常に目を光らせる必要がある。犯罪組織は、かつてこの信託の特殊性を利用して、経済取引を混乱させたことがあると仄聞する。このため、金融機関としては、法に従った責務を遂げる必要があり、犯罪による収益の移転防止に関する法律を知る法律家の公証人を頼みにすることになる。

(d) 以上のように、家族信託（契約）は、その実質は遺言であり、公正証書の作成にあっても代理人による作成は認められないと考えるべきである（大野宗「公正証書と信託口口座」信託フォーラム Vol.7・47 頁、「全訂」323 - 324 頁）。

(3) 民法ではできない法律構成が可能であること

家族信託契約は、これまで民法等では認められていない仕組みや法律構成を可能にする。ある特定の者に遺贈（相続）する財産についていわゆる後継ぎ遺贈ができることがその代表的なものであるが、その効用はこの点にとどまらない（「全訂」38 - 41 頁）。しかも、この家族信託は、他の制度では達成できないかずかずの「隙間」を埋めてくれる制度なのである（「全訂」11 - 12 頁）。

3 家族信託の実務的機能

信託には、倒産隔離機能などさまざまな法的な機能があるが（新井誠「信託法 第4版」85 頁以下）、ここでは、家族信託の代表的な二つの実務的機能を説明する。

(1) 後見的財産管理機能について

(a) 長期にわたる後見的な財産管理機能を有すること

家族信託は、高齢者など保護を必要とする本人の資産をしっかりと管理し、この者の判断能力が低下した後も本人と家族の生活を護るのである。このことは、まさに後見的な財産管理制度と呼ばれるのに相応しいと考えている。

ところで、同じ財産管理制度として成年後見制度があるが、同制度とはその守備範囲が全く違う。成年後見制度は、本人の財産は本人のためにしか使えない。したがって、本人を支える家族が真に困っていても、また本人が家族の救済を希望したとしても、成年後見人は、原則その管理する本人の財産を家族のために自由に利用することはできない。

しかし、家族信託は違う。家族信託では、信託の目的によっては本人の財産を家族のためにも活用することができ、また新たに賃貸用のマンションやアパートを建築購入するなどしてそれまでの事業を拡大することもできる。そのうえ、さまざまな「相続対策」のために利用することもできるうえ、さらにこれはリスクの少ない商品に限定されるであろうが、金融商品を購入して資産運用をすることも可能である。

(b) この後見的な財産管理機能は、世代を超えて活用できる。多くは、まず本人や高齢の配偶者、障害を有する子のために活用されるが、さらに孫の生活や教育を支援するためにも利用することができる。しかも、この仕組みは、契約当事者の破産、倒産等には影響を受けないのである。

(c) 共有不動産や集約した株式につき、受託者単独の意思で、これを管理し活用ができる。

共有不動産の場合、共有者が仲違いした場合は、当該不動産の管理あるいは処分等に関する意思決定ができず、結果当該不動産はいわゆる凍結状

態になってしまうことも少なくない。そこで、財産が共有関係にある場合は、あらかじめかかることも予想し信託することで予防的に解決しておくのである。

(2) 資産承継機能について

家族信託は、委託者本人の資産を本人の意思に従って特定の者に、確実にかつ円滑に承継できる制度である。それも一代に限らず何代も遺産分割という手続なしに継続して承継できるのである。家族信託、中でも家族信託契約は、遺言制度と違い、更なる将来を見越した奥が深い仕組みとなっている。

遺言は、遺言者が長年の間に築き守ってきた大事な財産を、相続人など誰にどのように配分して遺し、後世に役立たせるかの意思表示であるが、その視点は、遺言者の死亡時一点ということになる。

しかし、家族信託は、遺産分割型信託契約のように、委託者死亡時に資産を承継させるものもあるが、利益を享受する受益者を次の世代に連続させたり、あるいは民法では認められない後継ぎ遺贈型の財産承継も可能なのである。しかも、これを組み合わせて「後継ぎ遺贈型受益者連続」の仕組みをつくることもできる。この後継ぎ遺贈型受益者連続信託によって、信託を設定する委託者の思いを 100 年近くのあいだ実現でき、あるいは特定の不動産等を長子、次に孫の長子、そしてひ孫の長子に確実に承継するいわゆる「跡取り（家督）連続承継」もできるのである。そのうえ、一定の変更等の手続を踏めば、その受益者や最終の帰属権利者をも変えることもできるのである。

4 家族信託の実務上の役割

家族信託が実際に活用されている事例をもとに、その役割を考えてみる。

(1) 高齢者及び障害者等の福祉支援のための役割

家族信託の中心にあるのは、やはり福祉型信託である。福祉型信託は、高齢者や障害者等保護を要する人の生活や福祉などを支援する信託である。主なものは、「認知症者支援型信託」、「高齢者支援型信託」、「障害者支援型信託」、「未成年者支援型信託」、「浪費者自立支援型信託」である。

福祉型信託は、さらに成年後見制度と併用することにより、受託者と成年後見人が財産管理と身上監護（身上保護）との役割分担をし、しかも相互監視が実現できる制度となるのである。

(2) 共有不動産の単独意思による財産管理のための役割

共有不動産は、こんにち、さまざまな問題を抱えている。この問題を解決するために、また不動産等の財産を共有関係にしないために、いくつかの信託の活用方法が考えられる（「全訂」参考文例 6－共有不動産にかかる受益者複数信託・431 頁、参考文例 3－信託契約と自己信託との混合型信託・371 頁、同参考文例 10－家産承継型信託・469 頁）。

(3) 事業承継、資産承継及び事業引継ぎのための役割

この信託の仕組みを活用するのは、企業の経営者や経営の実権を掌握しているオーナー（旧経営者）、あるいは個人事業主及びその親族などの場合である。この種の事業承継信託は、会社の株式の相続等による分散を防止して長期にわ

たる会社経営の安定を図ることを目的としてなされる（「全訂」参考文例 15－事業承継のための株式管理運用等信託契約・517 頁）。これは、個人事業主の場合も同様で、事業の基盤になっている個人所有の不動産や重要な動産等が、確実に後継者に引き継がれ、継続して事業や資産管理が安定して行われることを実現するために信託が利用されている。

しかも、最近では、事業引継ぎ（M & A）を確実に実現するための信託（「全訂」参考文例 16－事業引継ぎ「M & A」のための信託・525 頁）や、取引先等に迷惑を掛けずに廃業するために信託が利用されることもある。

(4) 相続対策のための役割

一般に、相続対策といわれるのは、①相続税対策、②納税資金対策、③遺産分割対策の3つの柱である。それは、税金（相続税）を安くして、相続税の納付金を用意し、さらに相続人間でいわゆる「争族」が起これないようにする対策である。

この相続対策の例の1つとして、金融機関からの融資による収益不動産の取得など一連の手続を信託の仕組みの中で行い、相続税を軽減するというものがある。このほか、信託により暦年贈与方式による金銭等金融資産の生前贈与もあるが、この場合信託条項の定め方によっては連年贈与と判断され一括課税のおそれがあるので注意が必要である。

(5) 社会貢献のための役割

この種の信託は、自己の私財を公益のために役立てたいと考える篤志家が、その寄付を見える形で活用したいという場合に信託を活用するものである。この例としては、金銭を信託できる受託者に託し、被災した児童や学生に対して

奨学金等として支給し、あるいは公益法人に給付するというケースである（「全訂」参考文例 18・546 頁、同参考文例（自己信託）5・385 頁、同参考文例（自己信託）6・391 頁）。

5 家族信託の課題

（1）家族信託の利用の増加と不適切な家族信託支援業務

近時、家族信託の活用例が増えているが、それは司法書士や税理士、弁護士等多くの士業の人が、信託の組成に関わり始めたことによるものである。しかし、家族信託の実務能力は一夜にして成るものではなく、参考文献を読み、先駆の専門家との共同という形で経験を積み重ね、実務で通用する知識等を習得して、ようやく世に信託契約書を出せるのである。しかしながら、かかる実務能力を持ち教育できる専門家は多くない。

そこで、最近、家族信託が抱えている問題を次に紹介する。

（a）信託組成者によるいわゆる「やっつけ仕事」が多く、紛議性の高い信託契約書等が数多く世に出回っていること

家族信託は、信託商品という箱にクライアントの要望をただ詰め込めばよいというものではないのだが、かかる書契（文字で書き記したもの）が数多く出回っていることである。中には、真のクライアントを見誤り、直接の相談者である受託者であると誤解して、受託者のための信託を組成しているものも少なくない。「受託者が何でもできる信託」は、福祉型信託に限って言えば、その多くは無効な信託契約となってしまうおそれがあると、肝に銘じておくことが大事である。

（b）家族信託支援業務は奥が深く難しいこと

この信託支援業務は、信託組成の法律相談と

その信託設定目的にかなった内容の信託契約の企画制作及び信託契約公正証書の作成ならびに信託登記手続、信託内借入れ可能な「信託口座」開設等の支援業務等を内容とする。

したがって、家族信託支援業務を受任した者は、家族信託支援業務の専門家として各種の説明義務・情報提供義務、信義誠実義務、不確実な情報につき断定的判断の提供を避けるべき義務を負っているのである。この義務は、家族民事信託組成の法律相談等において重要な情報を秘匿したり、また不実告知や断定的な判断を提示しかつ不確実な情報提供をしてはならないというものである。このため、家族信託支援業務を担う者は、家族民事信託の実務のみならずその限界を学びまた必要な調査を行って最新情報を入手し、これを委託者等に正しく伝える善管注意義務と法令実務精通義務が課せられているのである。しかし、家族信託を手掛けている士業の人を見ると、これらの義務をもれなく完遂できる能力を持ち合わせている者は、それほど多くはない。このため、多くは後述のネットワークを活用しているのである。

（c）家族信託支援業務は不動産にあっては登記することが目的ではないこと

「信託の設定登記をすればあとはすべて安心です」と語っている特定分野の専門職がいるという。信託は設定だけで終わるというものではなく、誰でもわかるように、信託の設定（設定登記）をしたときから始まるのである。このような特定の専門家の説明を信じて、信託を誤解してしまうことのないように願っている。

（2）金融機関での信託口座の開設が困難であること

（a）受託者は、善管注意義務などさまざまな注

意義を負い、その中で信託財産の分別管理義務を負う。このために登場するのが、金融機関に倒産隔離機能を有する信託口座を開設する手続である。

多くの銀行等がこの信託口座開設に消極的である。その理由とするところは、それぞれの金融機関によって異なるようであるが、家族信託管理口座がいかなる口座であるのか、またその口座を開設し管理運用を適正に行うには何をすべきかなど、さまざまな解決すべき問題があるからではなかろうかと思う。

- (b) 信託口座では、受託者の死亡でも凍結されないが、受託者、代行者以外払い戻しはできない。一方、この信託口座に似せた倒産隔離機能を持たせない「信託口座もどき口座」を開設する銀行等もあるが、この口座は、受託者の死亡によって預金は凍結され、新受託者において預金の払い戻しはできず、一方受託者の相続人において、所定の手続で払い戻しができてしまう可能性が高い。

そこで、金融機関に対して手数料を支払ってもよいから倒産隔離機能を有する信託口座の開設を依頼する専門家もいるほどである。

- (c) 信託内融資となるとさらにハードルは高い
受託者名義での融資は、信託内融資（受託者から見れば、「信託内借入れ」）とも言われるが、この融資の扱いはしないとする銀行等金融機関もある。しかし、不動産管理処分信託となると、時間の経過とともに増改築や建替えが必要となり、これに伴い新たな銀行融資が必要となる。そこで、信託口座の開設ができたので、当然融資を受けることができると考えている者もいるのではないかと思うが、そのように単純なことではない。

- (d) 金融機関のリーガルチェックをクリアすることが大事である

金融機関のチェックは、持ち込まれた案件につきこれを信託として利用すべき合理的な理由があるかどうか、無効や取り消される事由はないかどうか、そして長期間機能する信託として信託条項が組み立てられているかなど、リーガルチェックや検証等の項目は数が多い（遠藤英嗣「家族信託契約」184－191頁：日本加除出版）。

(3) 家族信託では財産隠しや生前の遺産の囲い込みなど悪用されるおそれがあること

- (a) 信託は、信託財産が委託者の固有財産から隔離されるので、財産隠し（詐害行為）の温床になるおそれがある。

現に、民事信託の相談の中には、唯一の財産を信託財産にして債権者からその財産だけは守りたいという相談も散見される。正直なのはいいことだが、かかる信託の設定はできない。

- (b) 生前の「遺産の囲い込み」がいかなる場合も許されない悪しき所業かという、必ずしもそうとは断定できまい。

しかし、この種の信託契約書を見ると、当該信託によって委託者である受益者がいかなる受益権を取得するのか、全く記載されていないものもあり、「信託もどき内容の書契」になっている。特に、自己信託は、委託者が、自分自身を受託者として、自己の財産を他人のために（場合によっては「自己のために」）管理・処分する旨を意思表示することによって、信託を設定するもので、財産隠し等に悪用されやすい環境にある。

(4) 家族信託の相談は、信託だけを考えればよいというものではないこと

相談に当たっては、他の制度である遺言制度や成年後見制度、それに税制度をも考え、しっかり説明しスキームを考えることが大事である。この家族信託の相談で、同時に考える「安心設計」は、①「遺言」、②「移行型任意後見契約」、③「死後事務委任契約」、④医療行為の指示書を兼ねる「終末医療に関する宣言書」などである。ただし、これに対応できる専門家が少ないので、それぞれの専門的知識を有する者とのネットワークを確立することが大事である。

6 家族信託の課題を解決する当面の方策

(1) これからは自己防衛が必要である

- (a) 少なくとも、依頼人自身、「信託とは何か」と「財産が信託により特殊な財産になること」については、知識として覚えておくことが大事である。
- (b) それに、セカンドオピニオンの活用である。現在相談を受けている専門家とは別に、違う専門家に「第2の意見」を求めることは、場合によっては大事な場合がある。

(2) 信託実務能力を有する専門家に家族信託支援業務を依頼することである

この専門家に会うことが難しいが、さまざまな手段を駆使して探し出すほかない。

(3) 公証人には頼るのは難しい

公証人は、予防司法を担っている法律の番人ともいわれるが、いまだ公証人は信託に関しては頼れる法律家ではない。スキームの難しい信託を設定しようと思っても、相談できる公証人はわずかである。

(4) 実務能力のある専門家の育成が急務である

ここに来て、長期にわたる信託を安心して設定し運用するには、プロデュースする専門家の育成が課題となっている。日本弁護士連合会では、ようやく信託センターを立ち上げ、活動を開始したところである。

https://www.nichibenren.or.jp/activity/improvement/trust_center.html

(5) まとめ

以上の説明のとおり、実務では、信託の「信じて財産を託す」ことの正確な意味も判らず、しかも法が許容する正しいことを託すことを念頭に置かずに、粗悪な信託契約書を提供している専門家と称する者もいることを忘れてはならない。

相談者にあつては、「正しい生きる信託」をしつかりと教授してくれる家族信託支援業務を担う者を選ぶ必要があるが、それが難しいことも、今日の現状である。

えんどう えいし

1971 年法務省検事、長野地方検察庁検事正・高松地方検察庁検事正（2004 年退官）、東京法務局所属公証人（蒲田公証役場）、日本成年後見法学会理事を経て現在常任理事、2015 年 4 月弁護士登録・現在遠藤家族信託法律事務所所長弁護士。

【主要著書】

『全訂 新しい家族信託』日本加除出版、2019 年

『家族信託契約』（同）、2017 年

『新しい地域後見人制度』（同）、2015 年

【主要論文】

「家族信託への招待（連載）」『信託フォーラム』1～11 号（同）

「遺言と信託」『Q & A 遺言・信託・任意後見の実務』（同）

「信託法、民法等からの留意すべき事項」『民事信託実務ガイドブック』日本法令

「任意後見制度」『市民後見入門』誠信書房

「信託法制等から『後見制度支援信託』を考える（上）（下）」

『実践成年後見 No56・No57』民事法研究会

「信託による事業承継対策」『税理 vol 61 - 5』ぎょうせい他